

一般名処方加算・後発医薬品（ジェネリック医薬品）について

患者様へ

当院では、患者様に必要なお薬を安定して提供できるよう、「一般名処方」による処方を行っています。

医薬品には、製薬会社がつけた「商品名」と、お薬の有効成分を示す「一般名」があります。

「一般名処方」とは、処方箋に商品名ではなく、お薬の有効成分の名称を記載して処方する方法です。

これにより、薬局では同じ有効成分を含む複数のお薬の中から、患者様に適したお薬を選択して調剤することができます。

一般名処方のメリット

一般名処方には、次のようなメリットがあります。

- 同じ有効成分を含むお薬の中から選択できる場合があります。
 - 後発医薬品（ジェネリック医薬品）を選択できる場合があります。
 - 医薬品の供給が不安定な場合でも、薬局で対応しやすくなる場合があります。
 - 必要なお薬を安定して患者様に提供することにつながります。
-

一般名処方加算 1・2 について

一般名処方を行った場合、その処方内容に応じて、診療報酬上の**「一般名処方加算」**が算定されることがあります。

令和 8 年度診療報酬改定により、令和 8 年 6 月からの一般名処方加算は次のとおりです。

区分	点数	内容
一般名処方加算 1	8 点	後発医薬品のある医薬品について、一定の要件を満たして一般名処方を行った場合
一般名処方加算 2	6 点	一般名処方加算 1 の対象以外の一般名処方を行った場合

※一般名処方加算は、処方箋の交付 1 回につき算定されます。

※令和 8 年度診療報酬改定により、一般名処方加算 1 は 10 点から 8 点、一般名処方加算 2 は 8 点から 6 点に見直されました。

「加算 1」と「加算 2」の違い

簡単にいうと、処方されたお薬の中に、後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるか、その処方内容がどのようなものかによって、加算 1・2 に分かれます。

「加算 1 だから高い薬」「加算 2 だから安い薬」という意味ではありません。

また、一般名処方加算が算定されたからといって、必ずジェネリック医薬品が調剤されるということでもありません。

実際に調剤されるお薬については、処方箋を受け取った薬局でご確認ください。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）について

ジェネリック医薬品とは？

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、先に販売されている医薬品（先発医薬品）と同じ有効成分を含み、品質・有効性・安全性が確認されたうえで承認された医薬品です。

一般的に、先発医薬品よりも薬価が低く設定されているため、患者様のお薬代の負担軽減につながる場合があります。

ただし、先発医薬品とジェネリック医薬品では、添加物、色、形、味などが異なる場合があります。

ジェネリック医薬品を希望される場合

ジェネリック医薬品への変更を希望される患者様は、薬局の薬剤師へお気軽にご相談ください。

薬剤師が、お薬の種類や供給状況などを確認したうえで、変更可能かどうかをご案内します。

なお、医師が治療上の必要性から特定のお薬を指定している場合など、ジェネリック医薬品へ変更できない場合があります。

患者様のご負担について

一般名処方加算は、処方箋を発行する際の診療報酬上の加算です。

実際のお薬代は、薬局で調剤されるお薬の種類や薬価、患者様の負担割合などによって異なります。

そのため、一般名処方加算が算定されたことだけで、お薬代が必ず高くなるというものではありません。

また、ジェネリック医薬品を選択することで、お薬代の負担が軽くなる場合があります

お薬についてご不明な点がある場合

お薬について、

- ・ ジェネリック医薬品に変更したい
- ・ 今までのお薬と同じものか確認したい
- ・ お薬代について相談したい
- ・ 一般名処方について詳しく知りたい

など、ご不明な点やご心配なことがございましたら、診察時に医師へ、または調剤時に薬剤師へお気軽にご相談ください。

当院では、患者様に必要なお薬を安心して使用していただけるよう、適切な処方と医薬品の安定供給に努めてまいります。

当院からのお願い

医薬品の供給状況によっては、処方された医薬品をすぐにご用意できない場合があります。

その際には、薬局の薬剤師が医師と確認・相談しながら、同じ有効成分を含む医薬品への変更等を検討する場合があります。

患者様にはご理解とご協力をお願いいたします。